

令和3年第1回
東紀州環境施設組合議会
臨時会議案

令和3年4月28日
東紀州環境施設組合

令和3年第1回 東紀州環境施設組合議会臨時会議案目次

		ページ
議案第1号	専決処分の承認について（東紀州環境施設組合事務所の位置を定める条例ほか26件の条例）	1
議案第2号	専決処分の承認について（令和3年度東紀州環境施設組合一般会計暫定予算）	98
議案第3号	専決処分の承認について（東紀州環境施設組合指定金融機関の指定）	100
議案第4号	東紀州環境施設組合議会定例会の回数に関する条例の制定について	102
議案第5号	東紀州環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	103
議案第6号	東紀州環境施設組合議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の制定について	105
議案第7号	東紀州環境施設組合財政状況の公表に関する条例の制定について	106
議案第8号	東紀州環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について	107
議案第9号	東紀州環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について	108
議案第10号	東紀州環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について	109
議案第11号	東紀州環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について	111
議案第12号	令和3年度東紀州環境施設組合一般会計予算について	113
議案第13号	東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する協議について	114
議案第14号	三重県市町公平委員会への加入に関する協議について	116
議案第15号	東紀州環境施設組合指定金融機関の指定について	119
議案第16号	東紀州環境施設組合監査委員の選任について	120
議案第17号	東紀州環境施設組合監査委員の選任について	121

議案第 1 号

専決処分の承認について

東紀州環境施設組合事務所の位置を定める条例ほか 26 件の条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 4 月 28 日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

記

- 1 東紀州環境施設組合事務所の位置を定める条例
- 2 東紀州環境施設組合負担金条例
- 3 東紀州環境施設組合の休日を定める条例
- 4 東紀州環境施設組合公告式条例
- 5 東紀州環境施設組合監査委員条例
- 6 東紀州環境施設組合事務局設置条例
- 7 東紀州環境施設組合情報公開条例
- 8 東紀州環境施設組合個人情報保護条例
- 9 東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例
- 10 東紀州環境施設組合行政手続条例
- 11 東紀州環境施設組合行政不服審査会条例
- 12 東紀州環境施設組合職員定数条例
- 13 東紀州環境施設組合職員の再任用に関する条例
- 14 東紀州環境施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 15 東紀州環境施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- 16 東紀州環境施設組合職員の分限に関する条例
- 17 東紀州環境施設組合職員の定年等に関する条例
- 18 東紀州環境施設組合職員の服務の宣誓に関する条例
- 19 東紀州環境施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 20 東紀州環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
- 21 東紀州環境施設組合職員の育児休業等に関する条例
- 22 東紀州環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
- 23 東紀州環境施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例
- 24 東紀州環境施設組合職員の給与に関する条例

- 25 東紀州環境施設組合職員等の旅費に関する条例
- 26 東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- 27 東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合事務所の位置を定める条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合事務所の位置を定める条例

東紀州環境施設組合の事務所の位置を次のように定める。

三重県尾鷲市矢浜三丁目2番3号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合負担金条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合負担金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、東紀州環境施設組合同規約（令和3年三重県指令地域第06-708号）第12条第2項の規定に基づき、東紀州環境施設組合（以下「組合」という。）を組織する市町（以下「関係市町」という。）が支弁すべき負担金の割合を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設事業費 可燃ごみ処理施設の建設に要する経費、可燃ごみ処理施設稼働前に要する議会及び総務経費

(2) 組合運営費 組合に係る管理運営に要する経費、可燃ごみ処理施設稼働後に要する議会及び総務経費

(負担金の割合)

第3条 負担金の割合は、別表のとおりとする。

(負担金の額)

第4条 負担金の総額は、毎年度組合が予算で定める額とする。

2 管理者は、前項の規定による負担金の総額を前条の規定による負担金の割合に基づき関係市町ごとに算定し、関係市町の長に通知しなければならない。

(負担金の納入)

第5条 関係市町は、前条の規定により算定された負担金を、毎年度指定された期限までに組合に納入しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	負担金の割合	
建設事業費	均等割	10%
	人口割	90%
組合運営費	均等割	10%
	実績割	90%

備考

1 人口割については、関係市町における直近の国勢調査の人口によるものとする。

2 実績割は、関係市町の前々年度の4月1日から同年度3月31日までの間の処理量の実績によるものとする。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合の休日を定める条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合の休日を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づき、東紀州環境施設組合（以下「組合」という。）の休日について必要な事項を定めるものとする。

(組合の休日)

第2条 次に掲げる日は、組合の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第3条 組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合公告式条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合公告式条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会その他組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、議会その他組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

市町名	掲示場
尾鷲市	尾鷲市役所前掲示場
熊野市	熊野市役所前掲示場・紀和総合支所前掲示場
紀北町	紀北町役場前掲示場・海山総合支所前掲示場
御浜町	御浜町役場前掲示場
紀宝町	紀宝町役場前掲示場

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合監査委員条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合監査委員条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及びこれに基づく政令並びに東紀州環境施設組合同規約（令和3年三重県指令地域第06-708号）で定めるものを除き、東紀州環境施設組合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査等の通知及び結果の報告等)

第2条 監査又は検査を行うときは、監査委員は期日を指定し、あらかじめ監査又は検査の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に監査又は検査を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

2 住民監査請求の対象となった行為（以下「対象行為」という。）について、当該対象行為を停止すべきことを勧告したときは、監査委員は、これを速やかに住民監査請求の請求人に通知し、及び公表するものとする。

3 監査又は検査の結果の報告若しくは通知及び公表は、当該監査又は検査の終了後速やかに行うものとする。

4 審査の意見は、審査の終了後速やかに管理者に提出するものとする。

(公表及び告示の方法)

第3条 監査委員が行う公表及び告示の方法は、東紀州環境施設組合公告式条例（令和3年東紀州環境施設組合同規約第4号）の例による。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合事務局設置条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合事務局設置条例

(設置)

第1条 東紀州環境施設組合同規約（令和3年三重県指令地域第06-708号）第3条に規定する事務を処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、東紀州環境施設組合事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(事務分掌)

第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 総務係

- ア 組合議会に関すること。
- イ 監査に関すること。
- ウ 職員に関すること。
- エ 組合の総合的な企画及び調整に関すること。
- オ 文書、法務及び公印に関すること。
- カ 財政及び経理に関すること。
- キ 用度及び契約に関すること。
- ク 組合資産の取得及び管理に関すること。
- ケ 広報に関すること。
- コ 事務局の他の係に属しないこと。

(2) 業務係

- ア 所管施設の整備に関すること。
- イ 環境調査及び保全に関すること。
- ウ 所管施設の管理及び運営に関すること。
- エ 所管施設の統計及び調査に関すること
- オ 所管施設の公害防止に関すること。

(職制)

第3条 事務局に事務局長を、係に係長を置く。

- 2 前項に定める職のほか、事務局次長、主査、主任、主事、技師その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、管理者の命を受け、事務局を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 係長は、上司の命を受け、係に属する事務を掌理し、職員を指揮監督する。

- 3 事務局長に事故があつたとき、又は欠けたときは、係長がその職務を代理する。ただし、事務局次長を置く場合は、事務局次長がその職務を代理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合情報公開条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合情報公開条例

(趣旨)

第1条 東紀州環境施設組合（以下「組合」という。）の保有する情報を公開することにより、基本的人権としての住民の知る権利の保障と住民に対する説明責任を果たすとともに、組合運営に対する住民との信頼関係の増進と住民参加による開かれた組合運営の実現を図るため、情報の公開について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (3) 公文書の公開 実施機関が定める方法により、公文書の性質に応じて、当該公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付すること等をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、住民の公文書の公開を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得られた情報を適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求する権利)

第5条 何人も、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

(公文書の公開の義務)

第6条 実施機関は、前条の規定による公文書の公開請求があつたときは、当該請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該請求した者に対し、当該公文書の公開をしなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、公開情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表さ

れた一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の定めるところにより、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)

エ 当該個人が、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる場合は、当該情報のうち、当該相手方の役職(これに類するものを含む。以下このエにおいて同じ。))及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分(当該相手方の役職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の確保に著しい支障が生ずるおそれのある情報

- (4) 組合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 組合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務について、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務について、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務について、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務について、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業について、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 法令又は条例の定めるところにより、又は国の機関の指示等につき実施機関が法律上従う義務を有するものと判断し、公開にすることができないと認められる情報
(部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき当該公文書の公開をしなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
(公益上の理由による裁量的な公文書の公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書の公開をすることができる。
(公文書の存否に関する情報)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより非公開情報を公開することとなると認められるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求の手続)

第10条 第5条の規定に基づき公文書の公開を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。ただし、公開請求に係る公文書が、刊行物その他実施機関が公開請求書の提出を要しないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 公開を請求する者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、前項に規定する公開請求書を提出した者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（第9条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、その旨の決定をし、公開請求者に対し書面により通知しなければならない。

3 前2項の場合において、公文書の全部を公開しないとき又は一部を公開する旨の決定をしたときは、公開請求者に対し当該決定の理由（当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の理由及び当該期日）を付記しなければならない。

4 第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があつた日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

5 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、当該期間を、当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに、延長する期間及び理由を書面により通知しなければならない。

6 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、前項の規定により期間を延長してもなお諾否の決定を行うことができない場合は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分について当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前項の期間内に、公開

請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書の提出の機会の付与等)

第12条 実施機関は、前条第1項の決定を行う場合において、公開請求に係る公文書に組合及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他意見を聴取するために必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他意見を聴取するために必要な事項を通知して、意見書の提出をする機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第6条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条の規定に基づき公文書を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第13条 実施機関は、第10条第1項ただし書又は第11条第1項の規定により公文書を公開するときは、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第7条の規定により公文書の一部を公開するとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用負担)

第14条 前条の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用の範囲内で実施機関が定める額を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第15条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第16条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第9号）に規定する東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 実施機関は、審査会が前項の規定による諮問に対する答申をしたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（諮問の通知）

第17条 前条第1項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）

（2） 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3） 当該審査請求人に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第18条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1） 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2） 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（他の制度との調整等）

第19条 この条例は、法令又は他の条例の規定に基づき、公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書の閲覧又は写しの交付については、適用しない。

（文書目録等の作成）

第20条 実施機関は、文書目録その他公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（運用状況の公表）

第21条 管理者は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものとする。

（情報の提供）

第22条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、必要な情報を住民に積極的に提供しよう努めるものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合個人情報保護条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱い（第6条—第11条）
- 第3章 個人情報の開示、訂正請求等（第12条—第31条）
- 第4章 審査請求（第32条—第35条）
- 第5章 雑則（第36条—第41条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、東紀州環境施設組合（以下「組合」という。）の保有する個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止を請求する個人の権利を保障するとともに、個人の尊厳の確保と住民の基本的な人権の擁護に資するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - イ 個人識別符号が含まれるもの
- （2） 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- （3） 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。
- （4） 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。
- （5） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （6） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。
- （7） 公文書 東紀州環境施設組合情報公開条例（令和3年東紀州環境施設組合条例

第7号)第2条第2号に規定する公文書をいう。

(8) 事業者 法人等(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(9) 個人情報の開示 実施機関が定める方法により、公文書の性質に応じて、個人情報の記録された当該公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付すること等をいう。

(10) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の趣旨を遵守し、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する組合の施策に協力するとともに、事業の実施による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する組合の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、当該他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 要配慮個人情報の有無

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定により届出のあった事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。
- 3 管理者は、前2項に規定する届出を受けたときは、当該届出のあった事項について、一般の縦覧に供しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、組合の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

(個人情報の収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

(3) 他の実施機関から提供を受けるとき。

(4) 出版、報道等により公にされているとき。

(5) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(6) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から収集することが困難なとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第9号）に規定する東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

- 3 実施機関は、前項第5号又は第7号の規定により個人情報を本人以外から収集したときは、次に掲げる事項を管理者に届け出るとともに、一般の縦覧に供しなければならない。

(1) 収集の目的

(2) 本人以外から収集した理由

(3) 収集した個人情報の項目

- 4 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集した目的以外に利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

- (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要なかつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供する場合においては、行政目的に照らして必要最小のものとしなければならない。
 - 3 実施機関は、実施機関以外の者に個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。
 - 4 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外の者に対して、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にあるものに限る。）を用いて、個人情報を提供してはならない。

（特定個人情報の利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、特定個人情報を収集した目的以外に利用し、又は番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関以外のものに提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のため必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。

（個人情報の適正管理）

第10条 実施機関は、個人情報を適正に維持管理し、その管理する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報について復元できない方法により確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

（委託に伴う措置等）

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を委託（再委託を含む。次項第1号において同じ。）しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、次の場合について準用する。
 - (1) 実施機関から前項に規定する処理の委託を受けたものが受託した事務を行う場合
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が、同法第244条第1項に規定する公の施設を管理するに当たって個人情報取扱事務を行う場合
- 3 前項各号に規定する個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示、訂正請求等

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報（第6条第4項に規定する事務に係るものを除く。第19条第1項、第22条第1項及び第25条において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。
- 3 死亡した者に係る個人情報の開示請求は、相続人その他当該死亡した者の法的地位を継承した者を当該個人情報の本人とみなして、前2項の規定を適用する。

(開示しないことができる個人情報)

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれているときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 第三者に関する情報が含まれる情報であつて、開示請求した者（以下「開示請求者」という。）に開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を害するもの
- (2) 法人等（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
- (3) 開示請求者に開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- (4) 組合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であつて、開示請求者に開示することにより、当該事務事業に係る意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの
- (5) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であつて、開示請求者に開示することにより、当該事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずるおそ

れのあるもの

- (6) 組合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟等の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (7) 法令又は条例の定めるところにより、本人に開示することができないと認められる情報
- (8) 前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求した場合において、開示することにより当該本人の利益に反するおそれのある情報
- (9) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上開示しないことが適当であると認められる情報

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき当該個人情報の開示をしなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えることにより非開示情報を開示することとなると認められるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の手續)

第16条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。ただし、開示請求に係る公文書が、刊行物その他実施機関が開示請求書の提出を要しないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 開示請求しようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の名称その他開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人（第12条第3項の規定により本人とみなされる者を含む。）であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面に

より通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（第15条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、その旨の決定をし、開示請求者に対し書面により通知しなければならない。
- 3 前2項の場合において、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき又は一部を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し当該決定の理由（当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の理由及び当該期日）を付記しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求書を受理した日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 5 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間を、開示請求書を受理した日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長する期間及び理由を書面により通知しなければならない。
- 6 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、前項の規定により期間を延長してもなお諾否の決定を行うことができない場合は、開示請求に係る個人情報のうち相当の部分について当該期間内に開示決定等を行い、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、前項の期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この項を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限
（第三者に対する意見書の提出の機会の付与等）

第18条 実施機関は、前条第1項の決定（以下「開示決定」という。）を行う場合において、開示請求に係る個人情報に組合及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、当該第三者に対し、実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第19条 実施機関は、第16条第1項ただし書又は第17条第1項の規定により個人情報を開示するときは、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については実施機関が定める方法により行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人（第12条第3項の規

定により本人とみなされる者を含む。)であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

- 2 実施機関は、前項に規定する閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第14条の規定により個人情報の一部を開示するとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(自己情報の訂正請求)

第20条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報について、事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

- 2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の訂正請求について準用する。

(訂正請求の手續)

第21条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 訂正請求に係る個人情報の箇所及び内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、前条第1項の規定による訂正請求があつたときは、当該請求があつた日から起算して30日以内に、当該訂正請求に対する諾否を決定し、速やかに当該決定の内容を同条に規定する訂正申請書を提出した者(以下「訂正請求者」という。)に通知しなければならない。ただし、前条第3項の規定により準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定による訂正する旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報の訂正をしなければならない。
- 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、実施機関は、訂正に係る個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。))に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定による訂正しない旨を決定したときは、当該決定の理由を付記しなければならない。
- 5 第17条第5項及び第6項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

(自己情報の削除請求)

第23条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報について第7条の規定に違反して収集したと認める者は、当該個人情報の記録の削除を請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の削除請求について準用する。
（削除請求の手続）

第24条 削除請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「削除請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 削除請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 削除請求に係る個人情報の箇所、内容及び理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項及び第3項の規定は、削除請求について準用する。
（削除請求に対する決定等）

第25条 第22条の規定は、削除請求に対する決定について準用する。
（自己情報の利用停止請求）

第26条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報（特定個人情報は除く。以下この項において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されているとき又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止
- (2) 第8条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の利用の停止又は提供の停止（以下「利用停止請求」という。）について準用する。
（特定個人情報の利用停止請求権）

第27条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例に定めるところにより、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は、第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の利用の停止若しくは消去又は提供の停止について準用する。

(利用停止請求の手續)

第28条 利用停止請求をしようとする者（以下「利用停止請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報の箇所、内容及び理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する決定等)

第29条 第22条の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。

(自己情報の是正の申出)

第30条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を申し出ることができる。

2 前項の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 是正の申出に係る個人情報の箇所及び内容
- (3) 是正を求める取扱いの内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 第16条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、第2項の規定による是正の申出があったときは、必要な調査を行い、速やかに当該是正の申出に対する諾否を決定し、当該決定の内容を同項に規定する書面を提出した者に通知しなければならない。

5 実施機関は、前項の場合において、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

6 実施機関は、第4項の規定による是正する旨を決定したときは、速やかに是正の処理をしなければならない。

(費用負担)

第31条 第19条第1項の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用の範囲内で実施機関が定める額を負担しなければならない。

2 実施機関は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前項の費用を減免することができる。

第4章 審査請求

(審理員による審理手續に関する規定の適用除外)

第32条 開示決定等若しくは第22条第1項（第25条及び第29条において準用する場合を含む。）の決定（次条第1項において「訂正決定等」という。）又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは利用訂正請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は適用しない。

(審査会への諮問)

第33条 実施機関は、開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が、不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の削除をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 実施機関は、審査会が前項の規定による諮問に対する答申をしたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問の通知)

第34条 前条第1項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者及び利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求人に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第35条 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(国等との協力)

第36条 管理者は、事業者の保有する個人情報の取扱いについて、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に協力を要請し、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の協力の要請に応ずるものとする。

(苦情の処理)

第37条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

2 管理者は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(管理者の調整)

第38条 管理者は、管理者以外の実施機関に対し、個人情報保護制度の運用について必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言することができる。

(他の制度との調整)

第39条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報（特定個人情報は除く。以下この項において同じ。）については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報

2 他の法令等（東紀州環境施設組合情報公開条例を除く。）の規定により、個人情報の開示、訂正、削除、利用停止その他個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

(運用状況の公表)

第40条 管理者は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものとする。

(委任)

第41条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 東紀州環境施設組合情報公開条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第7号。以下「公開条例」という。）によりその権限に属された事項について調査審議すること。
- (2) 東紀州環境施設組合個人情報保護条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第8号）によりその権限に属された事項について調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、情報公開及び個人情報保護制度の運営における必要な事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は管理者が任命し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開又は開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提出された公文書の公開又はその提出された個人情報の開示を求めることはできない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項に規定する求めがあったときは、これを拒んではない。

- 3 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開又は開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、第1項及び前項に定めるもののほか、審査請求に係る事件について、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人又は参加人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人（第1項の申立てをした者に限る。）は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、諮問実施機関に対して、質問を発することができる。

（意見書等の提出）

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

- 第9条 審査会は、審査請求人等から審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又はその写しの交付の請求があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧をさせ、又はその写しの交付をすることができる。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時、場所及び方法を指定することができる。

（手数料）

第10条 前条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料を納めなければならない。

2 前項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

(手数料の納付等)

第11条 手数料は、第9条第1項の規定による交付を受けるときに納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第12条 審査会は、第9条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が手数料を納付する資力がないと認めるとき又は特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、または免除することができる。

(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第14条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第15条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、東紀州環境施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第23号）の規定を準用する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 第3条第3項の規定にかかわらず、当初の委員の任期は令和4年3月31日までとする。

別表（第10条関係）

公文書の種類	区分	金額
文書又は図画	白黒	日本産業規格A列3番の大きさまでのもの 1枚につき10円
	カラー	日本産業規格A列3番の大きさまでのもの 1枚につき50円
電磁的記録	紙媒体に複製したもの	文書又は図画の例による
	電子媒体に複製したもの	作成に要する実費

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の規格による用紙の枚数に換算した額とする。
- 3 組合以外のものに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合行政手続条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合行政手続条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）
- 第3章 不利益処分
 - 第1節 通則（第12条—第14条）
 - 第2節 聴聞（第15条—第26条）
 - 第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）
- 第4章 行政指導（第30条—第35条）
- 第5章 処分等の求め（第36条）
- 第6章 届出（第37条）
- 第7章 雑則（第38条）

附則

第1章 総則

（目的等）

- 第1条 処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、東紀州環境施設組合（以下「組合」という。）の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もつて住民の権利利益の保護に資することを目的とする。
- 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 条例等 条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。
- （2） 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。
- （3） 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- （4） 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- （5） 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等の規定上必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請

をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(6) 組合の機関 管理者、監査委員又はこれらに置かれる機関

(7) 行政指導 組合の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

(8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等の規定上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1) 公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(2) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

(3) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

(4) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(5) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

(6) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續において、法令に基づいてされる処分及び行政指導

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関、組合の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査及び応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日及び場所

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であったことのある者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人
- (6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該組合の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する組合の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、組合の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした組合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他

必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該組合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のために行われるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する組合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行わなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 法令に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導が行われるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は組合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導を行わなければならない。

第6章 届出

第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第7章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合行政不服審査会条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、東紀州環境施設組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第3条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当初の委員の任期は令和4年3月31日までとする。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合職員定数条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合職員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項及び第200条第6項の規定に基づき、管理者、議会及び監査委員の事務部局に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数について必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。ただし、議会及び監査委員の事務部局の職員は、管理者の事務部局の職員においてこれを兼ねるものとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 8人
- (2) 議会の事務部局の職員 (5人)
- (3) 監査委員の事務部局の職員 (5人)

2 休職、育児休業、公務災害による休業中の職員は、前項の定数外とする。

(職員の定数の配分)

第3条 前条第1項各号に掲げる職員の定数の当該部局の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合職員の再任用に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合職員の再任用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずるもの)

第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（同項に掲げる者を除く。）

(任期の更新)

第3条 再任用の任期の更新は、当該職員の更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 一般職の任期付職員の採用については、尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年尾鷲市条例第1号）の適用を受ける職員の例によるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について規定するものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6か月以下の範囲内において任命権者が定める期間、給料の合計額の10分の1以下において任命権者が定める額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6か月以下の範囲内において、任命権者が定める。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、管理者の承認を経て、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合職員の分限に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合職員の分限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに失職の例外について必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手續)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、別に条例で定める。

(失職の例外)

第5条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、情状により特に必要があると認めるときは、刑の執行を猶予された者に限り、その職を失わないものとすることができる。ただし、刑の執行猶予を取り消された場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合職員の定年等に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合職員の定年等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合職員の仕事の宣誓に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名しなければ、その職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 この条例で定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓について必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

印

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、管理者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間、休暇等)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年尾鷲市条例第2号）の適用を受ける職員の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合職員の育児休業等に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合職員の育児休業等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業に関する取扱い等については育児休業法に基づき、尾鷲市職員の育児休業等に関する条例（平成4年尾鷲市条例第1号）の適用を受ける職員の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、東紀州環境施設組合議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定による議員報酬は、3月の末日までに支給する。ただし、年度途中において退職し、失職し、若しくは死亡したときは、その都度支給する。

3 議員報酬を受ける者が、年度途中において就職又は退職、失職若しくは死亡をした場合の議員報酬の額は、その日の属する月も含めた当該事業年度在職月数を基礎とした月割により計算し、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(費用弁償)

第3条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、議員報酬及び費用弁償について必要な事項は、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職 名	議員報酬額
議長	年額 17,000 円
副議長	年額 14,000 円
議員	年額 13,000 円

別表第2（第3条関係）

区分		車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につき)	食卓料 (1夜につき)
県内		37円	12,000円	—	1,900円
県外	100キロメートル未満	37円	13,000円	—	
	100キロメートル以上	37円	13,000円	2,400円	

備考

- 1 片道150キロメートル以上の日帰り旅行についての日当は、上表の額に600円を加算する。
- 2 東京都特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に規定する指定都市への旅行については、1日につき日当600円、1夜につき宿泊料1,500円をそれぞれ上表の額に加算した額とする。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、東紀州環境施設組合特別職の職員等（以下「特別職」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定による報酬は、年額をもって定めるものは3月の末日までに、日額をもって定めるものはその月における勤務日数に応じてその都度支給する。ただし、年度途中において退職し、失職し、若しくは死亡したときは、その都度支給する。

3 年額をもって定める報酬を受ける者が、年度途中において就職又は退職、失職若しくは死亡をした場合の報酬の額は、その日の属する月も含めた在職月数を基礎とした月割により計算し、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(費用弁償)

第3条 特別職が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、報酬及び費用弁償について必要な事項は、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職 名		報酬額
管理者		年額 40,000円
副管理者		年額 30,000円
監査委員	識見を有する者	日額 6,000円
	議員のうちから選任する者	日額 3,000円
情報公開・個人情報保護審査会の委員		日額 10,000円
行政不服審査会の委員		日額 10,000円
その他管理者が別に定める委員		特別の定めがあるものを除くほか、予算の範囲内で管理者が定める額

別表第2（第3条関係）

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につき)	食卓料 (1夜につき)

県内		37円	12,000円	—	1,900円
県外	100キロメートル未満	37円	13,000円	—	
	100キロメートル以上	37円	13,000円	2,400円	

備考

- 1 片道150キロメートル以上の日帰り旅行についての日当は、上表の額に600円を加算する。
- 2 東京都特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令(昭和31年政令第254号)に規定する指定都市への旅行については、1日につき日当600円、1夜につき宿泊料1,500円をそれぞれ上表の額に加算した額とする。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合職員の給与に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合職員の給与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料等)

第2条 職員の給料等（特殊勤務手当を除く。）については、尾鷲市の職員の給与に関する条例（昭和32年尾鷲市条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合職員等の旅費に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合職員等の旅費に関する条例

目次

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 旅費額(第13条—第26条)

第3章 雑則(第27条—第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員又は職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤地(常勤する在勤地のない職員については、その住所又は居所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
 - (2) 赴任 採用された職員が、その採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため、旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
 - (3) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
 - (4) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
 - (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域をいうものとする。
- 3 この条例において、「特別職」とは、管理者、副管理者、議会の議員及び東紀州環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和3年東紀州環境施設組合条例第23号)別表第1に定める委員をいい、「一般職」とは特別職以外の職員をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (2) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族
- 3 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
- 4 職員又は職員以外の者が、組合又は組合の他の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、参考人、調査員等として旅行した場合には、その者に対して旅費を支給する。
- 5 前各項の規定に該当する場合を除くほか、組合費を支弁して旅行させる必要がある場合には旅費を支給する。
- 6 前各項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)がその出発前に出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)を変更(取消しを含む。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で管理者が定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項より第5項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、支払を受けた旅費額(支払を受けなかった場合には、支払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で管理者が定める金額を旅費として支給することができる。

(組合区域内の出張旅費)

第4条 職員の組合区域内(尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町。以下「関係市町」という。)における出張については、次の各号のいずれかに該当する出張で片道2キロメートル以上のものに限り、その利用に要した鉄道賃及びバスの実費を旅費として支給する。

- (1) 本庁と各関係市町間の出張
- (2) 出先機関相互へ出張
- 2 前項に規定する出張の場合において、研修その他特別の事情により宿泊したときは、管理者は、別表第1に定める額の範囲内において宿泊料を支給することができる。

(出張命令等)

第5条 出張は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は出張依頼を行う者(以下「出張命令権者」という。)の発する出張命令等によって行わなければならない。

- 2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。
- 3 出張命令権者は、既に発した出張命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づきこれを変更

することができる。

- 4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには、出張命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、出張命令権者は、できるだけ速やかに出張命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。

(出張命令等に従わない旅行)

第6条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等(前条第3項の規定により変更された出張命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 出張者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わないで旅行した後できるだけ速やかに、出張命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 出張者が、前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで旅行したときは、当該出張者は、出張命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみ支給を受けることができる。

(普通旅費の種類)

第7条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

(特殊旅費の種類)

第8条 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

- 2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
- 3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

(旅費の計算)

第9条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第10条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を越えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第2章 旅費額

（鉄道賃）

第13条 鉄道賃の額は、普通旅客運賃とする。

2 次に該当する場合には、前項に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金、特急料金又は座席指定料金を支給する。

（1）急行列車を運行する路線による旅行で片道30キロメートル以上のものについては、急行料金。片道50キロメートル以上のものについては、これに座席指定料金を加算する。

（2）特急列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上のものについては、特急料金及び座席指定料金を支給する。

（3）新幹線による片道50キロメートル以上の旅行については、新幹線の特急料金及び座席指定料金を支給する。

（船賃）

第14条 船賃の額は、一等運賃（はしけ賃、寝台料及び棧橋賃を含む。）とする。ただし、運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃による。

（航空賃）

第15条 航空賃の額は、現に要する旅客運賃による。

（車賃）

第16条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他や

むを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第17条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、県内及び片道100キロメートル未満の県外への出張の場合における日当については、規則で定める場合に限り、支給することができる。

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第19条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空費を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第20条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族(赴任を命ぜられた日における扶養親族をいう。以下同じ。)を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 出張命令権者は、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第21条 着後手当の額は、2,400円とする。ただし、通勤可能の地区にあっては1,200円とする。

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族移転料の額は、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の全額(年齢により減額されるものについては、減額された額)と次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 配偶者については職員の着後手当の2分の1に相当する額
 - (2) その他の扶養親族については職員の着後手当の4分の1に相当する額
- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を、その赴任の後移転する場合において扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。

(同一地域内の旅費)

第23条 同一地域(第2条第2項に規定する地域をいう。)その旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、管理者が必要と認めるものについては、これに要する鉄道賃、船賃又は車賃の実費額を支給することができる。

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
 - (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序による同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 3 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、第22条第1項の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。

(証人等の旅費)

第25条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が別に定める旅費とする。

(外国旅行等)

第26条 外国旅行等この条例の規定により旅費を計算することが困難な場合には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定に準じ、その都度管理者が定める。

第3章 雑則

(旅費の調整)

第27条 任命権者は、出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅費の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、出張者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第28条 任命権者は、職員について、労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が、労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第29条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条、第16条—第19条関係)

区 分		車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につき)	食卓料 (1夜につき)	
特別職 に随 行 す る 職 員	県内	37円	12,000円	—	1,900円	
	県外	100キロメートル未満	37円	13,000円		—
		100キロメートル以上	37円	13,000円		2,400円
一般職	県内	37円	11,000円	—	1,600円	
	県外	100キロメートル未満	37円	12,000円		—
		100キロメートル以上	37円	12,000円		2,000円

備考

- 1 片道150キロメートル以上の日帰り旅行についての日当は、前表の額に600円を加算する。
- 2 東京都特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令(昭和31年政令第254号)に規定する指定都市への旅行については、1日につき日当600円、1夜につき宿泊料1,500円をそれぞれ上表の額に加算した額とする。

別表第2 (第20条関係)

移転料

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
金額	79,000円	91,000円	112,000円	139,000円	185,000円	194,000円	208,000円	241,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条第1項及び第70条第1項の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（法第1条に規定する公務上の災害をいう。）又は通勤による災害に対する補償については、三重県の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
別紙のとおり

令和 3 年 4 月 1 2 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第5条第1項中「する」を「し、その議長となる」に改め、同条第3項中「会長」を「議長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p><u>(会長)</u></p> <p>第4条 <u>審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p>2 <u>会長は、会務を総理し、審査会を代表する。</u></p> <p>3 <u>会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 <u>審査会は、会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、<u>議長</u>の決するところによる。</p> <p>第6条～第10条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p><u>(会長及び副会長)</u></p> <p>第4条 <u>審査会に会長及び副会長を置く。</u></p> <p>2 <u>会長は管理者が任命し、副会長は会長が指名する。</u></p> <p>3 <u>会長は、会務を総理し、審査会を代表する。</u></p> <p>4 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審査会は、会長が招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、<u>会長</u>の決するところによる。</p> <p>第6条～第10条 (略)</p>

議案第 2 号

専決処分の承認について（令和 3 年度東紀州環境施設組合一般会計暫定予算）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 4 月 28 日提出

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度東紀州環境施設組合一般会計暫定予算について、別冊のとおり専決処分する。

令和 3 年 4 月 1 日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

議案第3号

専決処分の承認について（東紀州環境施設組合指定金融機関の指定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

東紀州環境施設組合指定金融機関について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、株式会社第三銀行を東紀州環境施設組合指定金融機関に指定する。

指定期間 令和3年4月1日から令和3年6月30日まで

令和3年4月1日

東紀州環境施設組合管理者 加 藤 千 速

議案第4号

東紀州環境施設組合議会定例会の回数に関する条例の制定について

東紀州環境施設組合議会定例会の回数に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

東紀州環境施設組合議会定例会の回数に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、東紀州環境施設組合議会定例会の回数を次のように定める。

毎年 2回

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

東紀州環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

東紀州環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

東紀州環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表について必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年1回、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況について、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護状況
- (8) その他管理者が必要と認める事項

(三重県市町総合事務組合からの報告)

第4条 管理者は、毎年1回、公平委員会の事務を共同設置している三重県市町総合事務組合から、前年度における業務のうち次に掲げる事項について報告を受けるものとする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第5条 管理者は、第2条及び前条の報告を受けたときは、毎年12月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第6条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(2) 前号に規定する場合のほか、管理者が必要と認める方法

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

東紀州環境施設組合議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の制定について

東紀州環境施設組合議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤千速

東紀州環境施設組合議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条の規定に基づき、次に掲げる者の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 法第100条第1項後段の規定により、議会が行う調査のため出頭した者
- (2) 法第115条の2第1項及び第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会等に参加又は出頭した者
- (3) 法第199条第8項の規定により、監査委員の要求に応じ出頭した関係人
(実費弁償)

第2条 前条に掲げる者に支給する実費弁償の額は、別表のとおりとする。

2 実費弁償の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

実費弁償額

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につき)
実費	実費	37円又は実費	11,000円	5,700円

議案第7号

東紀州環境施設組合財政状況の公表に関する条例の制定について

東紀州環境施設組合財政状況の公表に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

東紀州環境施設組合財政状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、組合の財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表について定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年2回行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項の時期に財政状況を公表することができないときは、管理者は、事故の止んだときから1か月以内において、これを公表しなければならない。

(公表の方法)

第3条 前条に定める財政状況の公表の方法は、東紀州環境施設組合公告式条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第4号）の定めるところによる。

2 前項の規定により公表した財政状況は、その公表の日から1か月間管理者の指定した場所において閲覧に供さなければならない。

(公表の内容)

第4条 公表に関する文書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、公債及び一時借入金の現在高
- (3) その他財政に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

東紀州環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

東紀州環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤千速

東紀州環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

東紀州環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の
制定について

東紀州環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を次の
とおり制定する。

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

東紀州環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法
施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結する
ことができる契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたる契約を締結することが一般
的であるもの
- (2) 毎年度経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり契約
を締結する必要があるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事
務の取扱いに支障を及ぼすおそれのある契約

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約を締結することに関し、必要な事
項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

東紀州環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について

東紀州環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

東紀州環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定に基づき、東紀州環境施設組合（以下「組合」という。）の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が高価なものの価額の6分の1を超えるときは、この限りでない。

(1) 組合において公用又は公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき。

(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、組合の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を国又は他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該国又は他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち、寄附に係るものの用途を廃止した場

合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

- (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

(物品の交換)

第5条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを、寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付け又は減額貸付け)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

東紀州環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

東紀州環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

東紀州環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、東紀州環境施設組合管理者（以下「管理者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、あらかじめ次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類

- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 意見書の提出先
- (8) 意見書の提出期限
- (9) 法第8条第2項各号に掲げる事項のうち必要な事項
(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 東紀州環境施設組合事務所
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示のあった日から1か月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 意見書の提出は、次に掲げる場所とする。

- (1) 東紀州環境施設組合事務所
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 第3条の規定による告示があったときは、利害関係者は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

令和3年度東紀州環境施設組合一般会計予算について

別冊のとおり

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

議案第13号

東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、三重県との間において東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務を委託することについて、下記のとおり規約を定め、協議したいので、同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、三重県との間において東紀州環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務を委託することについて協議する。

記

東紀州環境施設組合と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 東紀州環境施設組合（以下「組合」という。）は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の執行を三重県に委託する。

- （1） 公務災害補償等認定委員会に関する事務
- （2） 公務災害補償等審査会に関する事務

（執行の方法）

第2条 前条に掲げる委託事務の執行については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三重県条例第43号）、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年三重県規則第9号）その他委託事務の執行に関する三重県の規程（以下「三重県条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務の執行に要する経費は、組合の負担とし、組合は、これを三重県に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、三重県知事が組合の管理者（以下「管理者」という。）と協議して定める。

第4条 三重県知事は、その委託を受けた事務の執行に係る収入及び支出については、三重県予算に計上し経理するものとする。

2 三重県知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に委託事務に関する収支の明細を管理者に通知するものとする。

（連絡会議）

第5条 委託事務の執行について連絡調整を図るため、必要があると認めるときは、三重県知事と管理者は、連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）

第6条 三重県知事は、三重県条例等の全部又は一部の改正があった場合においては、直ちに当該三重県条例等を管理者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、管理者は、直ちに当該三重県条例等（委託事務の執行に関する三重県の規程を除く。）を公表しなければならない。

附 則

1 この規約は、告示の日から施行する。

2 管理者は、この規約を告示する際、併せて三重県条例等が組合に適用される旨及び三重県条例等（委託事務の執行に関する三重県の規程を除く。）を公表するものとする。

3 事務の委託の全部又は一部を廃止する場合においては、当該事務の委託の執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り清算するものとする。

議案第14号

三重県市町公平委員会への加入に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和3年9月1日から東紀州環境施設組合が、三重県市町公平委員会に加入することについて協議したいので、同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

三重県市町公平委員会への加入に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和3年9月1日から、東紀州環境施設組合が、下記の三重県市町公平委員会共同設置規約により加入することについて協議する。

記

三重県市町公平委員会共同設置規約

（設置）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、三重県内の市町、一部事務組合及び広域連合（以下「市町等」という。）が効率的な公平委員会を運営するため、別表に掲げる市町等（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。

（名称）

第2条 この公平委員会は、三重県市町公平委員会（以下「公平委員会」という。）という。

（執務場所）

第3条 公平委員会の執務場所は、津市桜橋二丁目96番地三重県市町総合事務組合（以下「代表団体」という。）の事務所内に置く。

（委員）

第4条 公平委員会の委員（以下「委員」という。）は、代表団体の長が、代表団体の議会の同意を得て選任する。

2 代表団体の長は、前項の規定により選任された委員の氏名及び経歴を関係団体の長に通知しなければならない。

3 代表団体の長は、委員に欠員が生じ、これに伴い後任者の選任を行ったときは、当該後任委員の氏名及び経歴を関係団体の長に通知しなければならない。

4 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他委員の身分取扱いについては、代表団体の条例で定める。

(事務職員)

第5条 公平委員会の事務を補助する職員は、代表団体の職員をもって充て、その定数は、5人とする。

(経費)

第6条 公平委員会の設置及び運営に要する経費は、代表団体の特別会計から支出する。ただし、その費用は関係団体が分担するものとし、分担する額は関係団体の長がその協議により定める。

2 公平委員会が関係団体のうち特定の団体に関わる事務を処理した場合に要する経費は、当該関係団体の負担とする。

(補則)

第7条 この規約に定めるものを除くほか、公平委員会の運営に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日の前日において、三重県市町村職員退職手当組合の議会の同意を得て選任した委員の職にある者については、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、その任期が満了するまでの間は、同項の規定により選任された委員とみなす。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年2月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第1条関係）

いなべ市

木曾岬町

東員町

菰野町

川越町

多気町

明和町

大台町

玉城町

度会町

大紀町

南伊勢町

三重県多気郡多気町松阪市学校組合

わたらい老人福祉施設組合

宮川福祉施設組合

三重県三重郡老人福祉施設組合

朝日町、川越町組合立環境クリーンセンター

奥伊勢広域行政組合

桑名広域清掃事業組合

三重県市町総合事務組合

紀勢地区広域消防組合

香肌奥伊勢資源化広域連合

度会広域連合

伊勢広域環境組合

三重県後期高齢者医療広域連合

東紀州環境施設組合

議案第 15 号

東紀州環境施設組合指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条第 2 項及び同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定により、東紀州環境施設組合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関を下記のとおり指定する。

令和 3 年 4 月 28 日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

記

株式会社第三銀行、紀北信用金庫及び株式会社百五銀行のうち 1 つとし、指定期間は 3 か年とする。

ただし、令和 3 年 7 月 1 日から 3 か年は紀北信用金庫、令和 6 年 7 月 1 日から 3 か年は株式会社百五銀行、令和 9 年 7 月 1 日から 3 か年は株式会社第三銀行とし、以後この順序により指定する。

議案第16号

東紀州環境施設組合監査委員の選任について

東紀州環境施設組合監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

記

住 所 三重県北牟婁郡紀北町中里89番地2

氏 名 まつ なが つよし
松 永 剛

生年月日 昭和20年1月19日

議案第17号

東紀州環境施設組合監査委員の選任について

議員のうちから選任する東紀州環境施設組合監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和3年4月28日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤千速

記

議員のうちから選任する者 山本章彦